

# 株式会社エイペックス 人権方針

株式会社エイペックスは企業方針として「一人一人の可能性の創造」「信頼され続けること」を使命に企業活動および社会活動を行い、社会環境、生活環境が豊かになる社会を目指しています。

この理念を実現していくためには、人権に配慮した事業の推進を徹底していくことが何より大切であると考え、「株式会社エイペックス 人権方針」(以下、本方針)を定めます。

なお、本方針は、国連が提唱する「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて策定しています。

## 記

### 1. 国際人権基準の尊重

株式会社エイペックスは、世界人権宣言、国際人権規約、国際労働機関(ILO)「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」が定めた中核的労働基準(結社の自由・団体交渉権の承認、強制労働の禁止、児童労働の禁止、差別の撤廃)等の人権に関する国際規範を支持、尊重します。

### 2. 本方針の位置づけ

本方針は、弊社企業方針による企業活動、社会活動を可能にするためには人権に配慮した事業の推進を徹底していくことが何より大切であるという考えに基づき、人権に関する取組方針を詳述するものです。

### 3. 適用範囲

本方針は、株式会社エイペックスのすべての役員および従業員(嘱託社員、パート・アルバイト等を含む、直接雇用のすべての従業員)に適用します。また、取引先に対して、本方針ならびに「株式会社エイペックスサステナブル調達基準」に基づき、人権に配慮した企業活動を行うことを求めています。

### 4. 教育・研修

株式会社エイペックスは、本方針がすべての事業活動において考慮され、効果的に実行されるよう、適切な教育・研修を行っていきます。

### 5. 人権デュー・デリジェンスの実施

株式会社エイペックスは、事業活動において関わりを持つさまざまな人々(ステークホルダー)に及ぼす可能性のある人権への負の影響を予め把握し、未然防止や改善などの取り組みを行います。

また、それらの取り組みの実績や効果の把握につとめるとともに、情報開示を行います。

### 6. 是正・救済

株式会社エイペックスが事業活動において人権への負の影響を及ぼした場合、またはこれに関与したことが明らかになった場合は、適切な社内手続きを通じてその是正および救済に取り組みます。

また、株式会社エイペックスにおいて人権への負の影響を与える行為があった場合に、それについて通報・相談ができる体制の整備につとめます。

### 7. ステークホルダーとの対話

株式会社エイペックスは、本方針に基づく人権への取り組みを、さまざまなステークホルダーとの対話を通じて、より良いものに改善していきます。

### 8. 人権への取り組みに関する重点課題

人権への取り組みに関する重点課題を本方針の別紙に記載します。この重点課題は、事業や社会情勢の変化などに応じて変わる可能性があるため、適宜見直します。

2021年1月制定  
株式会社エイペックス  
代表取締役 西郡 正三  
滋賀県近江八幡市西庄町 724-1  
ウエストウイング 2F